

商品概要説明書

マイカーローン（新）（ジャックス）

（2023年4月1日現在）

商品名	マイカーローン（新）（ジャックス）
ご利用いただける方	<p>以下の条件をすべて満たす方とします。</p> <ul style="list-style-type: none">○借入申込時の年齢が満18歳以上、完済時年齢が80歳以下○安定・継続した収入のある方○融資金を販売業者へ振込できること。（借換の場合は申込者への振込も可。但し完済したことを確認できる書類を徴求する）○過去に不渡り延滞等の事故がなく、株式会社ジャックスの保証が受けられる方○当組合の地区内に居住または勤務していること○借換申込の場合、利用中のマイカーローンの返済遅延がない方○新卒者の場合は、就職先の内定が確定している方 <p>新卒者とは、3月に高校、専門学校、短大、大学（院）のいずれかの学校を卒業予定で、同年4月に就職する成人をいう。</p>
資金使途	<p>○ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金が対象です。但し、事業性資金は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 自動車購入資金《自動二輪車・三輪車（トライク等）・自転車（電動、ロードバイク等）・除雪機・スノーモービル・キャンピングカー・軽トラック（ダンプタイプを含む）・電動車椅子（一般車椅子を含む） 船舶（新艇のプレジャーボート、水上バイク等 中古艇を含む）及び船外機・その他付帯機材の購入資金も可》及びそれらに付帯する付属品・諸費用（登録・事務取扱・振込手数料、共済掛金等）(2) 車検費用（船舶の車検含む）・修理費用・運転免許（船舶関連免許含む）取得費用・カー用品購入資金・住宅に併設する車庫・カーポートの建築及び修理費用・電気自動車用充電設備の設置及び修理費用等(3) マイカーローン・二輪ローンの借換資金（残価設定型ローンの残価部分の借換、信販系及び各種共済のマイカーローンを含む）及び事務取扱手数料、振込手数料等(4) 上記(3)の借換資金と(1)(2)のいずれかの併用も可とする。 <p>※但し、いずれの使途の場合も事業性資金は除く。また、個人間売買、船舶の繋留費用及び共同購入費用等については対象外とする。</p>
借入金額	<p>○10万円以上1,000万円以内（1万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。</p> <p>○借換資金の場合は、一括償還金額を上限とします。</p>
借入期間	<p>○6か月以上15年以内（1ヵ月単位）とします。</p> <p>但し、借換の場合はすでに返済済み期間（残存償還期間）は不問とし15年以内までは可とする。</p>
借入利率	<p>【変動金利型】</p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利により、</p>

マイカーローン（新）（ジャックス）

	<p>年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせ下さい。</p>
借入方式	○証書借入とします。
返済方法	<p>○毎月元利均等返済</p> <p>○毎月元利均等返済とボーナスの併用（但し、ボーナス返済元本は融資金額の50%以内）</p> <p>○元金据置払い</p> <p>但し、新卒者の場合に限りとし、据置可能期間は10月から翌年3月までの就職前6ヶ月以内とする。</p>
融資方法	○ご本人の貯金口座を経由し、販売業者へ振込
担保	○不要です。
保証	<p>○原則として保証人は不要です。</p> <p>但し、次の場合は必要とする。</p> <p>①株式会社ジャックスが必要と認めた場合</p> <p>②貸出対象者が新卒者の場合</p> <p>前2号においては金銭消費貸借契約書および保証委託契約書双方に連帯保証人を徴求するものとする。</p>
保証料	○保証料0.65%とし、お借入利息に含まれています。
付帯サービス	○無し
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）またはリスク管理室（電話：0234-43-8777）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合リスク管理室またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>〔「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。〕</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A 庄内みどり